



当協議会は、ロボット特区での実証実験における保安要員の規制緩和を要望してきました。その結果、完全な保安要員の撤廃には至りませんでした。【保安業務を安全に行えるロボットに関しては、保安要員がロボットに搭乗していてもよい。】という内容の規制緩和が、平成26年12月27日に閣議決定されました。（※詳細はリンク先、[別表1「構造改革特別区域基本方針」](#)の2ページ目（メモ有）を参照。）

現在、保安業務を安全に行えるロボットについては、立ち乗り型ロボットを想定しています。以前までは自転車や徒歩で保安業務をしていた者が、立ち乗り型ロボットに搭乗して保安業務を行えることは、大きな変化となりました。今後も皆様のご意見・ご協力をいただきながら、特区の運営を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。



保安業務を行う者は、自転車もしくは徒歩にて随行

立ち乗り型ロボットに搭乗した状態で保安業務の実施が可能